

1. 「広域景観」について

- ・「広域景観」とは、一般的に、複数の行政区域にまたがって、同じ特徴を持つ景観といわれています。
- ・複数の市町村による協働や市町村と都道府県による協働、または市町村の意向を踏まえながら広域行政の主体である都道府県が取り組む等の考え方が示されています。

景観法運用指針（平成 30 年 4 月改定／国土交通省、農林水産省、環境省） 【広域的な景観形成の推進の仕組み】より ○河川の両岸、海峡間、山岳の眺望、連坦した市街地、流域、湾、群島等、地形、自然、歴史、文化等という観点で同一の特徴を有している地域を単位として、複数の行政区域間にわたる広域的な景観の形成が必要となる場合も想定される。 ○関係する地方公共団体が目指す景観の目標像を共有しつつ、景観計画を策定することができるよう、広域的な景観の形成のためのマスタープランを作成することも考えられる。このマスタープランの作成については、複数の市町村が協働して、若しくは関係する市町村と都道府県が協働して、又は市町村の意向を踏まえた上で都道府県が行うことも考えられる。
--

2. 宮城県における仙南地域の景観形成の取組について

(1) 仙南地域広域景観マスタープランの策定

- <目的>
- ・河川、山岳、歴史・文化等の観点で同一の特徴を有する仙南地域において、県と関係市町の協働により、広域的な観点からの景観の保全・形成の考え方を示す
 - ・広域景観の取組みを契機に、仙南地域における観光地や周遊ルート等を含んだ地域の景観づくりを充実させ、観光における景観の活用に繋げる
- <対象> 仙南地域 9 市町全域

(2) 仙南地域広域景観計画の策定

- <目的>
- ・広域景観マスタープランに基づき、景観上重要な区域のうち、景観法に基づいた、一定の行為に対する景観コントロール（届出制度による行為の制限）が必要な区域において、景観法に基づき景観の保全・形成を図る
 - ・広域的な取組みを契機に、将来的には関係市町が景観行政の主体として景観行政団体へ移行し、市町の景観行政に取り組む執行体制やノウハウを含め、県による支援により、今後、景観づくりの取組みの充実を図る
- <対象> 景観計画区域（仙南地域のうち、区域を指定した範囲）

3. 景観法に基づく「景観計画」について（制度概要）

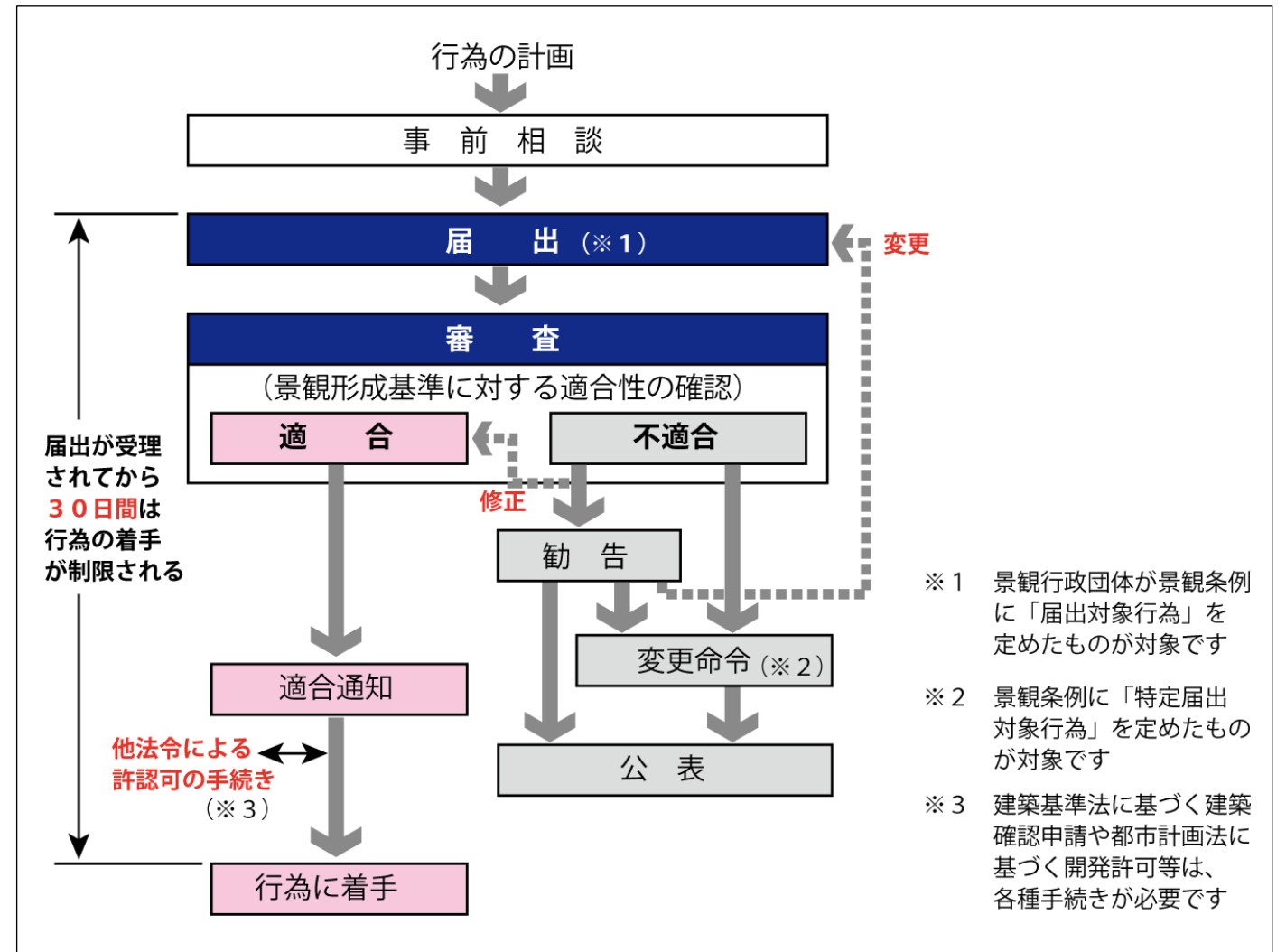
(1) 「景観計画」の策定主体

- ・景観法に基づく「景観計画」の策定主体は、景観行政団体です。
- ・景観行政団体とは、都道府県及び指定都市、中核市、あるいは都道府県と協議の上、景観行政事務を処理する市町村です。
- ※「仙南地域広域景観計画」は、宮城県が景観行政団体として策定するものです。今後、関係市町と協議の上、市町が景観行政団体に移行する予定です。

(2) 景観計画に定める内容

- ・景観法に基づく「景観計画」では、良好な景観形成を図る区域を「景観計画区域」とし、「行為の制限に関する事項（届出対象行為と景観形成基準）」は必須事項として定める必要があります。
- ・また、「良好な景観の形成に関する方針」については、定めることが望ましいとされています。
- ・さらに、必要に応じて「景観重要公共施設の整備に関する事項」等についても定めることができます。

<行為の制限について（届出制度の流れ）> ※一般的な例



4. 宮城県における「仙南地域広域景観計画」の策定方針

(1) 県と市町の役割分担の考え方

- ・景観法では、景観行政の主体として、「良好な景観の形成は、居住環境の向上等住民の生活に密接に関係する課題であること、地域の特色に応じたきめ細かな規制誘導方策が有効であることから、基礎的自治体である市町村が中心的な役割を担うことが望ましい」とされ、本来は、市町村が景観行政団体となり、官民が協力・連携した景観形成に取り組むことが望ましいとされています。
- ・一方で、仙南地域のような広域で一体的な景観を有している場合には、広域行政の主体である都道府県が市町村間を調整しつつ、景観形成に連携して取り組むことが求められています。

県の役割（きっかけ）

●広域的な観点からの景観形成の取り組みのきっかけづくり

“仙南地域らしさ”を象徴する景観重点区域のうち、他法令による有効な取り組みを行っていない区域を対象に、景観法に基づく「広域景観計画」を策定し、各区域の景観特性を活かした景観まちづくりの下地づくりを行う（取組の機会創出）。

●緩やかな基準から景観誘導を開始

取組の第一歩として、現在の景観に影響を及ぼす一定規模以上の行為に対し、景観形成への配慮・協力を求めることから始め、緩やかに景観形成への意識づくりへつなげる。

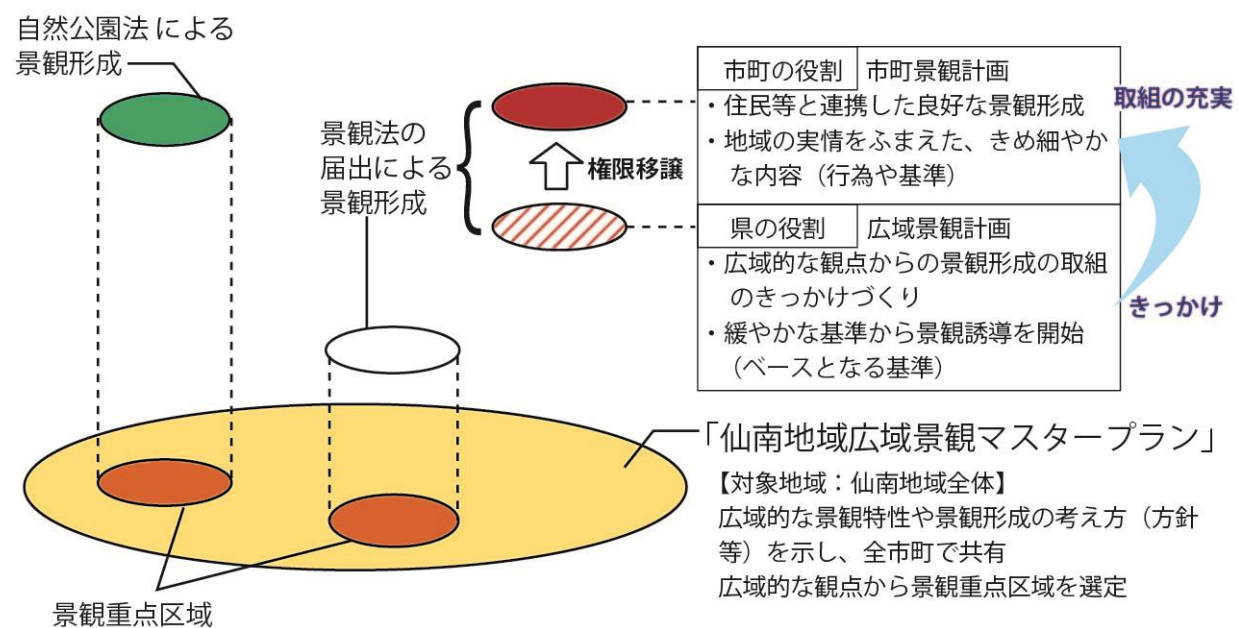
市町の役割（取組の充実）

●住民等と連携した良好な景観形成

景観行政の主体として景観行政団体となり、地域住民・事業者とともに議論を重ねる。

●地域の実情をふまえた、きめ細やかな行為や基準

「広域景観計画」を下地に、各地区の実情に応じた届出対象規模やきめ細やかな景観形成基準を定めた市町の景観計画に見直し、景観を通じた魅力ある地域のまちづくりへとつなげる。



(2) 景観計画区域の指定について

- ・「仙南地域広域景観マスタープラン」において、景観重点区域として選定した地区のうち、自然公園法による景観の保全・形成が図られていない地区については、景観法に基づく、景観計画を活用した緩やかな景観コントロールをはじめることにより、仙南地域が一体となって、仙南地域らしさを育む景観形成の契機とします。
- ・仙南地域では、地区ごとに景観計画区域に指定することも可能ですが、仙南地域で広域的な視点から景観形成の考え方について共有することが重要であると考え、区域の位置づけは1つとし、区域内を地区で区分することとします。

景観計画区域名	地区数	地区区分	市町名
仙南地域広域景観計画区域	1	白石市中心部地区	白石市
	2	小原温泉地区	
	3	鎌先温泉地区	
	4	七ヶ宿湖・七ヶ宿街道地区	白石市 七ヶ宿町
	5	角田市中心部地区	角田市
	6	高倉川農村集落地区	
	7	遠刈田温泉・農村集落地区	蔵王町
	8	大河原町・柴田町中心部地区	大河原町 柴田町
	9	村田町中心部地区	村田町
	10	川崎町中心部地区	川崎町
	11	釜房湖周辺地区	
	12	丸森町中心部地区	丸森町

※蔵王火山周辺地区、北原尾地区、青根温泉地区、長老湖・横川地区については、自然公園法に基づく許可制度による景観の保全・形成を継続するため、景観計画区域は指定しない。

(3) 「仙南地域広域景観計画」の構成と策定方針

- ・景観計画の構成及び定める事項に関する考え方は以下の通りです。なお、策定にあたり、将来的に各市町が景観行政団体となり、本計画の内容を継承することを踏まえた構成とします。

構成	策定方針				
良好な景観の形成に関する方針	<ul style="list-style-type: none"> ●基本方針…「仙南広域景観マスタープラン」で示す基本方針を全地区で共有する方針として、その内容を踏襲します。 ●景観形成方針…地区ごとに目指す景観形成の方向性を共有できる、地区別に景観形成方針を定めます。 				
行為の制限に関する事項	<table border="1"> <tr> <td>届出対象行為</td> <td>仙南地域全体としての取組であることをふまえ、全地区で共通の行為の種類・規模を設定します（ただし、地区により該当する行為の種類が発生しない場合には届出対象とはなりません。）</td> </tr> <tr> <td>景観形成基準</td> <td>仙南地域らしさを象徴するもので、全地区に共通して求める景観形成基準と、各地区の特性を踏まえた地区別の景観形成基準の2段構成とします。</td> </tr> </table>	届出対象行為	仙南地域全体としての取組であることをふまえ、全地区で共通の行為の種類・規模を設定します（ただし、地区により該当する行為の種類が発生しない場合には届出対象とはなりません。）	景観形成基準	仙南地域らしさを象徴するもので、全地区に共通して求める景観形成基準と、各地区の特性を踏まえた地区別の景観形成基準の2段構成とします。
届出対象行為	仙南地域全体としての取組であることをふまえ、全地区で共通の行為の種類・規模を設定します（ただし、地区により該当する行為の種類が発生しない場合には届出対象とはなりません。）				
景観形成基準	仙南地域らしさを象徴するもので、全地区に共通して求める景観形成基準と、各地区の特性を踏まえた地区別の景観形成基準の2段構成とします。				
景観重要建造物・景観重要樹木の指定方針	個々の建造物・樹木を指定するための方針であり、各地区の実情に応じて定めることが望ましいため、県が定める広域景観計画では定めません。				